

平成 25 年度第 2 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 25 年度 第 2 回 管理濃度等検討会

平成 26 年 2 月 13 日（木）15:30～17:30

中央合同庁舎第 5 号館専用第 17 会議室

1 平成 25 年度第 1 回検討会での検討結果について【報告】

2 ジメチルー 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）について 【新規に設定】

労働安全衛生法施行令を改正し、DDVP を特定化学物質（第二類物質、特別管理物質）に追加して作業環境測定の対象とする予定であることから、その管理濃度等について検討した。

（1）管理濃度

0.1mg/m³ とする。

（2）測定方法

試料採取方法は、固体捕集方法とする。

分析方法は、ガスクロマトグラフ分析方法とする。

（3）局所排気装置の性能要件

抑制濃度により定めることとし、0.1mg/m³ とする。

3 発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質について【見直し】

労働安全衛生法施行令を改正し、発がんのおそれがある下記の 10 物質を「有機溶剤」から「特定化学物質」（第二類物質、特別管理物質）に移行する予定であることから、これらの物質の現行の管理濃度等について検討した。

- ・ クロロホルム
- ・ 四塩化炭素
- ・ 1, 4-ジオキサン
- ・ 1, 2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
- ・ ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）
- ・ スチレン
- ・ 1, 1, 2, 2-テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）

- ・テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
- ・トリクロルエチレン
- ・メチルイソブチルケトン

（１）管理濃度

次の１物質のみ管理濃度を変更する必要があるとされた。

- ・テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
現行 50ppm → 改正案 25ppm

（２）測定方法

試料採取方法、分析方法の変更は必要なしとされた。

（３）混合有機溶剤の評価方法

特定化学物質（エチルベンゼン、１，２－ジクロロプロパン又は発がんのおそれのある有機溶剤）と有機溶剤を合計して５％を超える場合、現行の有機溶剤の評価方法を用いつつ、「特定化学物質それぞれの評価」と「混合有機溶剤全体としての評価」の両方を行うこととなった。

４ ニッケル化合物について【見直し】

平成 25 年度第 1 回（平成 25 年 6 月 28 日）において、管理濃度は数値ではなく下記の数式で示すことで概ね合意が得られていた。

しかしながら、「水溶性ニッケル」の定義や測定方法について課題があるため、第 2 回でこれについて検討したが、結論には至らず、引き続き検討することとなった。

$$M=0.1/(0.09N+1)$$

（M：管理濃度（mg/m³）、N：水溶性ニッケル含有率（％））

５ ３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン及びベータ－プロピオラクトンについて【見直し】

平成 7 年の「作業環境評価基準」の改正により管理濃度を定めた物質について、局所排気装置の性能要件を次のように変更することとされた。

○局所排気装置の性能要件

- 現行：２物質とも制御風速により規定されている。
- 改正案：２物質とも抑制濃度により定める。（抑制濃度は、管理濃度

の値と一致させる。)

- ・ 3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン
0.005mg/m³
- ・ ベータ-プロピオラクトン
0.5ppm

6 その他

以下の事項について事務局から報告した。

(1) ベリリウムの管理濃度等の検討について

平成 25 年度第 1 回検討会からの継続案件となっているが、疾病事案の情報収集の最中であり、それが済んだ段階で改めて議題に掲げる予定であること。

(2) 作業環境測定士の資格について

発がんのおそれのある 10 種の有機溶剤が特定化学物質に移行した場合の測定士資格について、円滑に移行できるよう検討していること。(測定士資格については、管理濃度等検討会の範疇外)